

令和8年9月釜石市議会定例会

議 案 書

令和8年8月24日

釜 石 市

目 次

報告第5号	令和7年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について……………	5
報告第6号	放棄した債権の報告について……………	6
議案第73号	釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	8
議案第74号	釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	10
議案第75号	釜石市景観条例の一部を改正する条例……………	12
議案第76号	令和8年度釜石市一般会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第77号	令和8年度釜石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
認定第1号	令和7年度釜石市一般会計歳入歳出決算……………	別冊
認定第2号	令和7年度釜石市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
認定第3号	令和7年度釜石市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
認定第4号	令和7年度釜石市介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
認定第5号	令和7年度釜石市魚市場事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
認定第6号	令和7年度釜石市公共下水道事業会計決算……………	別冊
認定第7号	令和7年度釜石市漁業集落排水事業会計決算……………	別冊
議案第78号	令和7年度釜石市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について……………	別冊
議案第79号	釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて……………	13
議案第80号	釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて……………	15
議案第81号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて……………	17

報告第5号

令和7年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和7年度の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

	当市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—%	13.19%	20.00%
連結実質赤字比率	—%	18.19%	30.00%
実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—%	350.0%	

当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

2 公営企業資金不足比率

	水道事業 会計	公共下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	魚市場事業 特別会計	経営健全化 基準
資金 不足比率	—%	—%	—%	—%	20.0%

当市の公営企業会計に資金不足は、発生していない。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

報告第6号

放棄した債権の報告について

釜石市債権管理条例(令和7年釜石市条例第2号)第9条第1項の規定に基づき、別紙債権放棄調書のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

[別紙]

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和8年3月26日

債権の名称	債権放棄の事由	令和7年度に放棄した債権			備 考
		人 数	件 数	金 額	
物産センター 使用料	第3号該当 (免責)	2人	2件	1,808,593円	実人数は1人
	平成17年度	1人	1件	76,373円	
	平成18年度	1人	1件	1,732,220円	
合 計		2人	2件	1,808,593円	

債権放棄年月日：令和8年3月26日

債権の名称	債権放棄の事由	令和7年度に放棄した債権			備 考
		人 数	件 数	金 額	
物産センター 公共料金収入	第3号該当 (免責)	2人	2件	1,351,966円	実人数は1人
	平成17年度	1人	1件	126,453円	
	平成18年度	1人	1件	1,225,513円	
合 計		2人	2件	1,351,966円	

債権放棄年月日：令和8年3月30日

債権の名称	債権放棄の事由	令和7年度に放棄した債権			備 考
		人 数	件 数	金 額	
学校給食費	第1号該当 (消滅時効完成)	2人	11件	39,032円	時効2年
	平成20年度	2人	11件	39,032円	
合 計		2人	11件	39,032円	

議案第73号

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年釜石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 (略) 第13条 削除	(虐待等の禁止) 第12条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が令和7年12月25日に公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和8年12月25日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第74号

釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年釜石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第13条 (略) (新設)	(虐待等の禁止) 第13条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が令和7年12月25日に公布されたことにより、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和8年12月25日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第75号

釜石市景観条例の一部を改正する条例

釜石市景観条例(平成24年釜石市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(届出を要しない行為) 第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(届出を要しない行為) 第10条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日から施行する。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和8年5月27日に公布されたことにより、景観法の一部が改正され、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第79号

釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し、議決を求めようとするもので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により提案するものである。

[別紙]

釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

釜石大槌地区介護認定審査会共同設置規約(平成11年6月21日釜石市議会議決及び平成11年6月16日大槌町議会議決)の一部を次のように変更する。

変更前	変更後
(認定審査会の執務場所) 第3条 認定審査会の執務場所は、釜石市 <u>只越町3</u> <u>丁目9番13号</u> 釜石市役所内とする。	(認定審査会の執務場所) 第3条 認定審査会の執務場所は、釜石市 <u>天神町5</u> <u>番20号</u> 釜石市役所内とする。
備考 変更部分は、下線の部分である。	

附 則

この規約は、令和8年9月24日から施行する。

議案第80号

釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し
議決を求めることについて

釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更すること
について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252
条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し、議決を求
めようとするもので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第
3項の規定により提案するものである。

[別紙]

釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約(平成18年3月15日釜石市議会議決及び平成18年3月9日大槌町議会議決)の一部を次のように変更する。

変更前	変更後
(審査会の執務場所) 第3条 審査会の執務場所は、釜石市 <u>只越町三丁目9番13号</u> 釜石市役所内とする。	(審査会の執務場所) 第3条 審査会の執務場所は、釜石市 <u>天神町5番20号</u> 釜石市役所内とする。
備考 変更部分は、下線の部分である。	

附 則

この規約は、令和8年9月24日から施行する。

議案第81号

釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を釜石市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	なか	た	よし	ひと
	中	田	義	仁

令和8年8月24日提出

釜石市長 小 野 共